

放課後児童クラブ運営業務の民間委託に関するQ & A

R7.11 現在

Q1 なぜ民間委託するのですか？

A1 放課後児童クラブが抱える課題に対し、民間事業者のノウハウを活用した効率的かつ安定的な運営体制の確立、子育て支援の質的向上及び更なる良質なサービスの提供を行うためです。

<現状と課題>

- ・ 児童クラブ間で児童の支援や活動内容の企画・実施において、サービス内容にばらつきがあり、均質かつ良質なサービスの提供を行うことができる体制が必要。
- ・ 職員を対象とした研修体制の充実、人材確保・配置調整などの労務管理の効率化が必要。
- ・ 令和6年8月に実施した保護者対象のアンケートでは、開設時間の拡大、入退室管理などのICT化に関するニーズが高かった。

※ 広島県内では、竹原市を除く14市町において放課後児童クラブの運営業務を民間事業者へ委託しています。（一部児童クラブを民間委託としている場合もあります。）

Q2 どのような業務を委託するのですか？

A2 児童クラブにおける児童の育成支援、育成支援に係る保護者や学校との連携、児童クラブの職員の雇用・労務管理、職員を対象とした研修の実施、入退室管理や連絡帳機能などのICTシステムの運用、新入会児を対象とした説明会等の実施を委託します。（育成支援等に関する問い合わせ先は民間事業者となります。）

入所決定、保護者負担金の決定・徴収は従来どおり竹原市が行います。（利用や手続きに関する問い合わせ先は引き続き竹原市となります。）

Q3 どのような事業者に委託するのですか？

A3 実績があり、安定した運営が実施できる事業者に委託します。

事業者の選定にあたっては、業務の履行に最も適した知識と専門性を有する事業者を選定するため、価格のみで事業者を選定するのではなく、放課後児童健全育成事業に対する考えや取組内容、実現能力等の観点から総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」を採用しました。

令和7年7月に事業者を募集したところ、3社の参加があり、審査を行った結果、最も評価の高かった次の事業者に運営業務を委託することとしました。

委託先事業者：株式会社 明日葉

Q4 委託期間はいつからいつまでですか？

A4 令和8年4月から令和11年3月までの3年間の委託契約となります。
3年経過後は、再度業者選定を行う予定です。

Q5 民間委託後は、委託先事業者が全ての責任を負うのですか？

A5 放課後児童クラブの設置・運営形態には「公設公営」、「公設民営」、「民設民営」があります。
竹原市の場合、この度の民間委託によって全ての児童クラブが「公設民営」となります。これは、市が設置した施設（児童クラブ）の運営を委託契約に基づいて事業者が行う形態で、運営上の最終的な責任については、市が負い、施設の管理や使用料徴収は市が行うものです。
また、委託先事業者は、児童クラブの運営にあたって市が定める業務委託仕様書を遵守する必要があります。

Q6 なぜ民間委託であれば安定した運営やサービスの拡充ができるのですか？

A6 竹原市では、年間を通じて児童クラブの人材確保に苦慮している状況です。
この度の民間委託においては、民間事業者のノウハウ（効果的・効率的な人材採用、現場責任者の確保、緊急時の本部対応など）の活用による、安定した運営体制の整備を目的の一つとしています。
また、開設時間を拡大するためにも、人材確保が重要です。竹原市では、民間事業者のノウハウ（人材確保、柔軟な配置や働き方の提案など）を活かし、開設時間の拡大を目指しています。
そのほかにも、児童クラブの運営実績のある民間事業者においては、ICTの運用実績も豊富です。実績のある事業者に業務を委託することにより、ICTをより円滑に導入することができ、効果的な運用が可能となります。

Q7 民間委託後、市はどのように関わるのですか？

A7 市は、児童の健全育成や安全確保のため、委託先事業者の管理監督を行います。
事業者に対し運営内容についての計画や報告を求めるとともに、現地調査や改善指示などを必要に応じて行い、児童の健全育成や安全確保に努めます。

Q8 現在、民間委託中の児童クラブはどうなりますか？

A8 現在、荘野放課後児童クラブは社会福祉法人に、東野放課後児童クラブは地域の運営協議会に、中通放課後児童クラブは学校法人に委託しています。

現在の委託先事業者と協議の上、令和8年度からは竹原市内の全児童クラブの運営業務を一括して民間委託することとしました。

令和8年度～令和11年度の運営事業者は株式会社明日葉となります。

Q9 児童クラブの開設時間は変わりますか？

A9 保護者対象のアンケート調査においてニーズが高かったことから、委託先事業者が決定した場合、令和8年4月から土曜日及び学校の長期休業日における開設時間を次のとおり早めることとします。

現在の開設時間 8時～18時

令和8年4月～ 7時30分～18時

Q10 児童クラブの開設日は変わりますか？

A10 これまで閉設日としていた1月4日を開設日とします。

令和8年4月～の閉設日

日曜日、祝日、お盆（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）

Q11 開設時間の前倒しに伴い、保護者負担金は増えますか？

A11 これまでと変わりません。（月額3,000円のままです。）

Q12 令和8年4月から児童クラブでの過ごし方が変わるのですか？

A12 児童クラブにおける一日の活動の流れ（宿題等の自主的勉強、自由遊び、おやつ）は、基本的にはこれまでと変わりません。

なお、市内児童クラブにおけるサービス内容の均質化を目的として、衛生・安全管理に関する全体ルールの見直しや保護者へのお知らせ方法の統一化など、部分的にサービス内容の見直し及び統一化を行う場合があります。

Q13 児童クラブの職員（放課後児童支援員・補助員）は変わりますか？

A13 現在、勤務している職員が民間委託後も継続して勤務を希望する場合は、引き続き勤務する予定です。

なお、これまで同様、人事異動や個別の事情による退職に伴う配置換えはあります。

Q14 職員の配置人数などは変わりますか？

A14 委託先事業者は、竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、必要な人数及び資格要件を満たす者を配置することとしています。

竹原市の場合、支援員資格を有する職員を原則1教室に2人配置しており、民間委託後も同様の配置となります。（これまで同様、シフトや欠員の都合上、支援員の代替として補助員が勤務する場合があります。）

また、業務全体の統括責任者1名、市内全児童クラブを巡回する現場責任者（業務改善、職員配置調整、児童クラブ間の均質化、トラブル対応等の業務を想定）1名が配置されます。

Q15 配慮を要する児童への対応はどうなりますか？

A15 引き続き配慮を要する児童のための加配補助員の配置決定については、市が行います。委託先事業者は、市の決定を受けて雇用する職員を配置することとなります。

また、市の巡回支援事業において定期的に児童の状況確認を行い、育成支援に対する助言等の支援も行っていきます。

Q16 職員の研修などがありますか？

A16 委託先事業者において、年間を通じて研修を実施する計画であり、次のような研修テーマが予定されています。（市主催の研修についても引き続き委託児童クラブの職員は参加できます。）

- ・ 危機管理研修
- ・ 個人情報保護・管理研修
- ・ こどもの発達段階理解に関する研修
- ・ こどもの権利に関する研修
- ・ 遊びやおやつに関する研修
- ・ 救急救命、AED、エピペン研修
- ・ 学童期の保護者理解に関する研修
- ・ チームマネジメント研修 など

Q17 育成支援上のトラブル等があった場合の対応はどうなりますか？

A17 委託先事業者による対応を基本としますが、必要に応じて市が関与します。

まずは委託先事業者が対応することになりますが、解決に至らなかった場合など、必要に応じて市が保護者の方との話し合いに加わるなどの対応を行います。

なお、委託先事業者には、トラブルや事故等が発生したときは、その内容を市に速やかに報告するとともに原因究明を行い、今後の対応策を報告するよう義務付けます。

Q18 特色ある活動などは増えますか？

A18 委託先事業者からは、次のような提案を受けており、市から実施を依頼しています。

- ・ 多様な運動あそびの経験をテーマとしたスポーツと遊びのプログラムの実施
- ・ 他市町の放課後児童クラブとのオンライン交流の機会の提供
- ・ オンライン体験機会の提供（工場見学など）
- ・ むり絵コンテストや様々な工作活動の実施 など

Q19 おやつの内容は変わりますか？

A19 おやつについては、補食としての役割もあることを理解し、栄養価や添加物等に注意しながら、これまでの提供内容を確認し、その方針を継続するよう事業者に求めています。

その上で、おやつについても市内全児童クラブで統一した取扱いを行うこととしており、おやつ代については、令和8年度は一律月額1,000円程度の金額となるよう委託先事業者と協議しています。（おやつ代の日割は行いません。）

今後、物価高騰によりおやつ代を見直す必要がある場合は、委託先事業者から保護者の方を対象としたアンケートや説明を行うこととしていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。（現在、1,500円程度のおやつ代としている市町が多い状況です。）

Q20 保険の加入はどうなりますか？

A20 児童クラブにおける活動中の負傷事故等に対応するため、引き続き保護者の方に参加していただきます。

これまでは年間800円程度の保険に加入していましたが、この度、委託先事業者と協議の上、同程度の保障内容で年間500円程度の全国子ども会安全共済会の保険に加入することとしました。

委託先事業者が加入手続を行いますので、保護者の方は委託先事業者へ保険料を支払ってください。

Q21 キャッシュレス化は行われますか？

A21 委託先事業者において、保護者の利便性の向上及びリスク管理の観点から、原則として児童クラブでの現金のやりとりは行わず、キャッシュレス化を図ることとしています。

令和8年度以降のおやつ代及び保険料の徴収方法については、委託先事業者から案内させていただきます。

Q22 保護者会はどうなりますか？他市町でも児童クラブに保護者会がありますか？

A22 保護者会は任意の団体となるため、継続した活動は可能です。

しかしながら、保護者会の運営（役員の選任、会費の徴収、行事企画等）が保護者の負担となっていることも事実であり、他市町では業務委託をきっかけに保護者会を解散した事例も多くあります。（他市町ではそもそも保護者会が無いところも多いようです。）

また、児童クラブの職員が保護者会費の管理を行っている実情もあり、リスク管理の観点から、運用を見直す必要があります。

竹原市としては令和8年度以降、保護者会の設立・運営を求めず、児童クラブでの活動に必要な費用は委託先事業者が担うことで、保護者の負担軽減及び必要経費の適切な管理を行いたいと考えています。

Q23 ICT化の予定はありますか？

A23 令和8年4月から「Kid's View (キッズビュー)」というシステムを導入します。（保護者の利便性を考慮して、竹原市の公立こども園と同様のシステムとなります。）

入退室管理機能、連絡帳機能、お知らせの一斉配信機能を予定しており、保護者の方はアプリ等で児童クラブとやりとりができるようになります。

Q24 配食サービスや18時以降の延長利用（開設時間の後ろ倒し）は行わないのですか？

A24 この度の民間委託においては、保護者ニーズを考慮して、保護者負担金（月額3,000円）の見直しを行わず、開設時間の前倒しを優先して実施することとしました。

今後、委託先事業者において、委託契約期間中に配食サービスや18時以降の延長利用に関して導入の検討を行う予定としていますが、導入検討にあたっては、詳細な保護者ニーズの把握、利用料金や運用システムの検討、地域の配食事業者とのマッチングなど、様々な取組が必要となります。

委託先事業者から保護者の方を対象としたアンケート調査などがあった場合は、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q25 関係機関（学校等）との連携はどうなりますか？

A25 児童クラブにおいては、必要に応じて学校、地域、放課後等デイサービス事業所、ファミリー・サポート・センターなどの関係機関と連携を図っています。

民間委託後も引き続き委託先事業者が連携を図るとともに、必要に応じて市も関与します。

Q26 事業者が倒産した場合はどうなりますか？

A26 公募型プロポーザルにおいて提出書類（財務諸表等）により事業者の経営状況を確認し、長期的に安定した運営ができる事業者を選定しました。

民間委託後に万一、事業者が倒産した場合は、事業者による運営が困難となることから、基本的には直営で運営することとなります。

Q27 委託後のチェックや評価はどのように行うのですか？

A27 市職員による現場確認や巡回に加え、保護者アンケートの実施により、委託先事業者の評価を行う予定としています。